

## 熊本市排水設備指定工事店の処分について（2者）

指定の効力の停止を受けた排水設備指定工事店

1 （1）指定番号 第355号

所在地 熊本県玉名市上小田604番地2

工事店名 有限会社 ありあけ管工設備

（2）指定の効力の停止期間

令和8年（2026年）5月11日から令和8年（2026年）5月17日まで。  
ただし、令和8年（2026年）5月10日以前に熊本市下水道条例（昭和46年  
条例第14号）第5条の規定による熊本市上下水道事業管理者の確認を受けた排水  
設備工事の施工に係るものを除く。

（3）事実の概要

（違反：無届工事）

申請書を提出しないことは違反と認識しつつ、1件の工事に着手した。

（4）指定の効力の停止の理由

上記行為は、「熊本市下水道条例施行規程第14条」及び「熊本市排水設備指定  
工事店の処分に関する要綱第2条別表」の指定の停止に該当するため。

2 （1）指定番号 第865号

所在地 熊本市東区尾ノ上四丁目9番1号

工事店名 ほかむら管理

（2）指定の効力の停止期間

令和8年（2026年）5月11日から令和8年（2026年）5月17日まで。  
ただし、令和8年（2026年）5月10日以前に熊本市下水道条例（昭和46年  
条例第14号）第5条の規定による熊本市上下水道事業管理者の確認を受けた排水  
設備工事の施工に係るものを除く。

（3）事実の概要

（違反：無届工事）

申請書を提出しないことは違反と認識しつつ、1件の工事に着手した。

（4）指定の効力の停止の理由

上記行為は、「熊本市下水道条例施行規程第14条」及び「熊本市排水設備指定  
工事店の処分に関する要綱第2条別表」の指定の停止に該当するため。

## 熊本市下水道条例施行規程（抜粋）

（指定の取消し又は停止）

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その被指定者に係る指定工事店の指定を取り消すものとする。

- (1) 被指定者から前条第1項の規定による届出があったとき。
- (2) 前号に該当する場合を除き、被指定者が第7条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

2 管理者は、被指定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被指定者に係る指定工事店の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止させることができる。

- (1) 条例又はこの規程に違反したとき。
- (2) 排水設備工事の施工に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店としてふさわしくないと管理者が認めたとき。

## 熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱（抜粋）

（指定の停止）

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店の行為が別表の処分要件の欄の各項のいずれかに該当すると認めたときは、それぞれ同表の指定の停止期間の欄に定める期間の範囲内において指定の停止を行うものとする。ただし、別表備考第1号、第2号若しくは第4号に該当するとき又は指定の停止を行うに至らない特段の事由があると認めるときは、当該指定工事店に対し文書指導又は文書警告を行うものとする。

別表（第2条、第3条、第8条及び第9条関係）

熊本市排水設備指定工事店の処分基準

処 分 要 件	指定の停止期間
(無届工事) 1 排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けずに工事に着手したとき。(条例第5条及び規程第10条第2項第5号関係)	6ヶ月以内
(工事完了届の遅延) 2 排水設備工事完了後、正当な理由なく5日以内に工事完了届が提出されないとき。(条例第6条第1項関係)	3ヶ月以内

【問い合わせ先】

熊本市上下水道局 総務部 給排水設備課 排水設備班

電話 096-381-1153